

【令和8年度版】 市民税・都民税・森林環境税に係る税率・所得控除等

1 市民税・都民税・森林環境税の税額等

(1) 税額の内容

- ① 均等割：前年の合計所得金額が一定以上である方に、均等の金額で課税されるもの。
- ② 森林環境税：森林整備の財源確保のための国税。均等割が課される方に、併せて課税されます。
- ③ 所得割：前年中の所得額や控除額から算出した課税標準額に、税率を乗じた額が課税されるもの。

(2) 市民税・都民税・森林環境税が課されない（非課税となる）方

- ① 令和8年1月1日時点で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 未成年者及び障害者控除や寡婦又はひとり親控除を受けている、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 扶養親族等がない方：前年の合計所得金額が45万円以下の方
- ④ 扶養親族等がいる方：前年の合計所得金額が「35万円×（本人＋扶養親族等の人数）＋31万円」以下の方
※ 扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます。なお、配偶者特別控除及び特定親族特別控除の対象者は含まれません。

(3) 所得割が課されない方

扶養親族がいる方で、前年中の総所得金額等が「35万円×（本人＋扶養親族等の人数）＋42万円」以下の方

(4) 税額及び税率

均等割 の税額	市民税	都民税	森林環境税 の税額	1,000円	所得割の 税率（※1）	市民税	都民税
	3,000円	1,000円				6%	4%

※1 分離課税所得に対する所得割の税率は、それぞれの所得毎に別途定められています。

2 市民税・都民税・森林環境税の計算の流れ（1-(2)-④に該当する方は、この内容によらず非課税となります。）

(1) 前年中の①・②、山林所得、及び、退職所得（現年分離課税を除く。）を合計して、**合計所得金額**を求めます。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の配当・譲渡・雑所得等を合計した額（繰越控除適用前）
- ② 分離課税所得として申告した譲渡所得、配当所得、雑所得等（特別控除・繰越控除適用前）

※ **合計所得金額により、1-(2)-②・③・④の要件を満たす場合は、これ以降の内容によらず非課税となります。**

(2) 合計所得金額に繰越控除を適用し、**総所得金額等**を求めます。

※ **総所得金額等が、1-(3)の要件を満たす場合は、これ以降の内容によらず所得割は課税されません（均等割及び森林環境税は課税されます。）。**

(3) 総所得金額等から所得控除の合計額を差し引き、**課税標準額**を求めます（千円未満切捨て）。

- ※ 総合課税分の合計額と、分離課税の各所得は、それぞれに分けて課税標準額を求めます。
- ※ 分離譲渡所得に対する特別控除がある場合、その適用後の金額となります。

(4) 課税標準額に、各所得毎に定められた市民税・都民税の所得割の税率を乗じて、算出所得割額を求めます。

(5) 算出所得割額から税額控除（調整控除等）を差し引き、**所得割額**を求めます（百円未満切捨て）。

(6) 所得割額に、均等割額及び森林環境税額を合計した額が、**合計年税額**（その年度に課される税額）になります。

3 給与所得金額速算表（給与収入から給与所得を算出するための表です。）

給与収入金額	給与所得金額
1円～1,900,000円	収入金額－650,000円
1,900,001円～3,599,999円	* 計算基準額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	* 計算基準額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

* 計算基準額の求め方

- ① 収入金額÷4＝A（千円未満切捨て）
- ② A×4＝計算基準額

○所得金額調整控除 次の要件に該当する場合、給与所得より一定の額が控除されます。

要件	総所得金額計算における控除額
給与等の収入金額（B）が850万円超で、次のいずれかに該当する方 ① 23歳未満の扶養親族等を有すること ② 本人が特別障害者に該当すること ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有すること	給与所得の金額から次に相当する額を控除する。 （B－850万円）×10% ※ Bが1,000万円を超える場合は、B＝1,000万円とする。
給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、所得の合計額が10万円を超える方	給与所得の金額から次に相当する額を控除する。 （給与所得＋公的年金等雑所得）－10万円 ※ 給与所得、公的年金等雑所得の金額が10万円を超える場合は、それぞれ10万円を限度として計算する。

4 公的年金等所得金額速算表（公的年金等収入から公的年金等所得を算出するための表です。）

年齢区分	公的年金等収入金額(C)	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下 (D)	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和36年 1月1日以前 生まれの方)	1円～3,299,999円	(C)－1,100,000円	(D)＋100,000円	(D)＋200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(C)×75%－275,000円		
	4,100,000円～7,699,999円	(C)×85%－685,000円		
	7,700,000円～9,999,999円	(C)×95%－1,455,000円		
	10,000,000円以上	(C)－1,955,000円		
65歳未満 (昭和36年 1月2日以降 生まれの方)	1円～1,299,999円	(C)－600,000円		
	1,300,000円～4,099,999円	(C)×75%－275,000円		
	4,100,000円～7,699,999円	(C)×85%－685,000円		
	7,700,000円～9,999,999円	(C)×95%－1,455,000円		
	10,000,000円以上	(C)－1,955,000円		

5 所得控除①（物的控除） ※前年中の支出額等を基に控除されます。

- (1) 雑損控除 納税義務者本人や、本人と生計を一にする配偶者及び親族で総所得金額等が58万円以下の方が、災害、盗難もしくは横領により、住宅や家財等の資産について損害を受けた場合の控除。

控除額（次のいずれか大きい額）
①（損失額－補てん額）－総所得金額等の10%
②（災害関連支出額（※2）－補てん額）－5万円

※2 災害関連支出額…
災害により滅失した住宅・家財等の取壊し、除去、原状回復のために支出した金額。

- (2) 医療費控除（AまたはBのどちらか一方を選択）

A 医療費控除：納税義務者本人や、本人と生計を一にする配偶者及び親族のために支払った医療費が、一定額を超える場合の控除。

総所得金額等	控除額（限度額200万円）
200万円未満	（支払った医療費の額－保険等で補てんされた額）－（総所得金額等×5%）
200万円以上	（支払った医療費の額－保険等で補てんされた額）－10万円

B スイッチOTC薬控除：納税義務者本人や、本人と生計を一にする配偶者及び親族のスイッチOTC薬購入のために支払った金額が、一定額を超える場合の控除。

要件	控除金額（限度額88,000円）
健康の維持増進や疾病の予防のための取組として、特定健康診査等の取組を行っていること	（支払った対象医薬品の購入費の合計額－保険等で補てんされた額）－12,000円

- (3) 社会保険料控除

納税義務者本人や、本人と生計を一にする配偶者及び親族等が負担している国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等を支払った場合の控除。前年中に支払った金額が控除額となります。

※ 生計を一にする配偶者及び親族等の年金から天引きされている保険料等は除きます。

- (4) 小規模企業共済等掛金控除

納税義務者本人が、小規模企業共済制度に基づく掛金や、個人型年金加入者掛金（iDeCo（イデコ））及び心身障害者扶養共済制度の掛金等を支払った場合の控除。前年中に支払った金額が控除額となります。

- (5) 生命保険料控除 納税義務者本人や、配偶者及び親族が受取人となっている一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料を支払った場合の控除。

区分		支払保険料等(E)	控除額	区分別限度額	全体の限度額
A	一般生命（新契約） 個人年金（新契約） 介護医療 （平成24年1月1日以降契約分）	～12,000円	(E)の全額	一般・年金・介護 各28,000円	70,000円
		12,001円～32,000円	(E)×1/2+6,000		
		32,001円～56,000円	(E)×1/4+14,000		
		56,001円～	28,000		
B	一般生命（旧契約） 個人年金（旧契約） （平成23年12月31日以前契約分）	～15,000円	(E)の全額	一般・年金 各35,000円	
		15,001円～40,000円	(E)×1/2+7,500		
		40,001円～70,000円	(E)×1/4+17,500		
		70,001円～	35,000		
新契約・旧契約両方の 一般生命又は個人年金がある場合		次の①～③のうち、最も大きい額を控除額とします。 ① 新契約分：上記Aのとおり控除額を算出（限度額はAに同じ） ② 旧契約分：上記Bのとおり控除額を算出（限度額はBに同じ） ③ ①+②の額（限度額は28,000円）			

- (6) 地震保険料控除 納税義務者本人が、本人や本人と生計を一にする配偶者及び親族の所有する家屋等を対象とした地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合の控除。

区分		支払保険料(F)	控除額	全体の限度額
A	地震保険	～ 50,000円	(F)×1/2	25,000円
		50,001円～	25,000円	
B	旧長期損害保険 平成18年12月31日までに契約締結し、満期返戻金等があり、 保険契約期間又は共済期間が10年以上ある損害保険契約等。	～ 5,000円	(F)の全額	
		5,001円～ 15,000円	(F)×1/2+2,500円	
		15,001円～	10,000円	
地震保険契約と旧長期損害保険契約が両方ある場合		A + Bの額		

6 所得控除②（人的控除） ※原則、前年の年末の状態を基に控除されます。

- (1) 配偶者控除（納税義務者本人と生計同一の配偶者で、前年の合計所得金額が58万円以下が対象）

配偶者の区分（生年月日による）	控除額		
	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般（老人以外）	33万円	22万円	11万円
老人 70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円

- (2) 配偶者特別控除（納税義務者本人と生計同一の配偶者で、前年の合計所得金額が58万円超133万円以下が対象）

配偶者の合計所得金額	控除額		
	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

- (3) 扶養控除（納税義務者本人と生計同一の親族等で、前年の合計所得金額が58万円以下が対象）

区分	対象となる被扶養者の年齢等	控除額
一般の扶養	特定扶養、老人扶養及び16歳未満の被扶養者（年少扶養）以外の被扶養者	33万円
特定扶養	19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）	45万円
老人扶養	70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、いずれかと同居している方	45万円

- (4) 特定親族特別控除（納税義務者本人と生計同一の19歳以上23歳未満の親族等で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下が対象）

対象となる年齢	親族等の合計所得金額	控除額
19歳以上23歳未満 （平成15年1月2日～ 平成19年1月1日生まれ）	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円

- (5) 障害者控除 納税義務者本人及び扶養親族等が障害者手帳を所持している場合（※3）

区分	控除額
普通障害者（身体障害者手帳3～6級、愛の手帳3～4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級）	26万円
特別障害者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級）	30万円
同居特別障害者（特別障害者である扶養親族等のうち、本人等と同居しているもの）	53万円

※3 障害者控除対象者認定書の交付を受けた方も、この控除を受けることができます。

- (6) ひとり親控除 婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでない一定の方で、次の全てに当てはまる場合

対象となる要件	控除額
①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ※ 他の方の扶養親族等になっていない子に限ります。 ③合計所得金額が500万円以下であること	30万円

(7) 寡婦控除 ひとり親に該当せず、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方で、次のいずれかに当てはまる場合

対象となる要件	控除額
①夫と離婚後に婚姻しておらず、扶養親族等がいる方 ②夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死が明らかでない一定の方	26万円

(8) 勤労学生控除 大学・高校等の学生または生徒であって、次の要件全てに当てはまる場合

対象となる要件	控除額
①合計所得金額が85万円以下であること ②給与所得等以外の所得が10万円以下であること	26万円

(9) 基礎控除 合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が適用されます。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下
控除額	43万円	29万円	15万円

7 税額控除

(1) 調整控除

平成19年度の税源移譲に伴い生じた、所得税と市民税・都民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額について、所得割額から一定の金額を控除するもの。合計課税所得金額（総合課税所得、山林所得、退職所得（現年分離課税を除く。）の課税標準額の合計）や、適用を受ける扶養控除等により控除される金額は異なります。

(2) 配当控除

配当所得を総合課税で申告した場合、その配当所得の金額に応じて一定の額を所得割額から控除するもの。配当所得の種類等により、控除される割合は異なります（配当控除の対象とならない配当所得もあります。）。

(3) 住宅借入金等特別控除

所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けたうえで、所得税から控除しきれなかったとき、一定の上限内で所得割額から控除するもの。対象となる住宅等に、令和7年12月31日までの間に居住した方が対象です。居住した年月日や住宅取得に係る消費税率等で、控除の上限額は異なります。

(4) 寄付金税額控除

地方自治体や日本赤十字社（東京都支部）、又は、東京都や府中市が条例で定めた団体等に寄附をした場合に、所得割額から控除するもの。寄付をした団体等により、控除される金額の計算方法は異なります。

(5) 外国税額控除

外国で得た給与や配当所得等について、その国の所得税や市民税・都民税に相当する税金を納税している場合、その税額に応じて一定の額を所得割額から控除するもの。所得税から控除しきれなかったとき、都民税の所得割額、市民税の所得割額の順に控除されます。

(6) 配当割・株式等譲渡所得割控除

源泉口座で取引を行う上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、その所得を申告した場合に、既に源泉徴収されている地方税（配当割・株式等譲渡所得割）を所得割額から控除するもの。なお、控除しきれなかったときは、別途還付します。

※ 現行の地方税法（令和8年1月1日現在）に基づいて作成しています。税制の改正が行われた場合は、改正後の税法により税額を計算します。

【問合せ先】

府中市市民部市民税課

〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地

電話：(042)335-4441（普通徴収係）

4442（特別徴収係）